三　自重、波浪等による損傷等が航路標識の機能を損なわず、当該航路標識を継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

四　灯台に係る標体並びに灯標及び灯浮標に係る標体及び頭標の塗色は、白、黒、赤、黄、緑又は青とし、海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。

五　灯台、灯標、灯浮標、導灯、指向灯、照射灯、施設灯及び橋梁灯にあっては、次の設備を有するものであること。

イ　灯光の光度又は実効光度は、設置の目的に適合するものであること。

ロ　灯光の色は、白、赤、黄、緑又は青とし、海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。

ハ　灯光の光り方は、不動光、単明暗光、群明暗光、等明暗光、単せん光、長せん光、群せん光、複合群せん光、連続急せん光、群急せん光、モールス符号光、連成不動単せん光、連成不動群せん光、不動互光、単せん互光、群せん互光、複合群せん互光又は明暗互光とし、海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。

ニ　灯質（灯光の色及び光り方をいう。以下同じ。）は、付近の航路標識と明確に区別できるものであって、かつ、容易に視認できるものであること。

六　灯台にあっては、次の構造及び設備を有するものであること。

イ　標体の形状は、塔形、柱形又はやぐら形であること。

ロ　標体の塗色は、別表第一の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりであること。

ハ　標体を帯状に塗色する場合にあっては、帯の幅は、標体の高さを奇数等分した値であること。

ニ　灯質は、別表第一の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

七　灯標にあっては、次の構造及び設備を有するものであること。

イ　標体の形状は、塔形又は柱形であること。

ロ　標体の塗色は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりであること。

ハ　標体を帯状に塗色する場合にあっては、帯の幅は、標体の高さを二等分又は三等分した値であること。

ニ　標体を縦縞に塗色する場合にあっては、縦縞の幅は、標体の側面を縦に八等分した値であること。

ホ　灯質は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりであること。

ヘ　頭標を設置すること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ト　頭標の形状及び塗色は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりであること。

八　灯浮標にあっては、次の構造及び設備を有するものであること。

イ　標体の形状は、やぐら形であること。

ロ　標体の塗色は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりであること。

ハ　標体を帯状に塗色する場合にあっては、帯の幅は、標体の高さを二等分又は三等分した値であること。

ニ　標体を縦縞に塗色する場合にあっては、縦縞の幅は、標体の側面を縦に八等分した値であること。

ホ　灯質は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりであること。

ヘ　頭標を設置すること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ト　頭標の形状及び塗色は、別表第二の第一欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりであること。

九　導灯にあっては、次の位置、構造及び設備を有するものであること。

イ　前灯及び後灯の位置は、それぞれの灯光を縦に一直線上に視認して進行した場合に安全に航行できるものであること。

ロ　標体の形状は、塔形、柱形又はやぐら形であること。

ハ　前灯の灯光は、後灯の灯光より低い位置に設置すること。

ニ　灯光の色は、赤又は緑であること。ただし、赤又は緑とすることが適当でない場合には、白又は黄とすることができる。

ホ　灯光の光り方は、次の基準に適合するものであること。

(1)　前灯及び後灯に係る灯光の光り方は、不動光、単明暗光又は等明暗光とし、原則として同一のものであること。ただし、これらを同一のものとすることが適当でない場合には、不動光及び単明暗光又は不動光及び等明暗光とすることができる。

(2)　前灯及び後灯に係る灯光の光り方を単明暗光又は等明暗光とするときは、それぞれの光り方を同期させること。

ヘ　頭標を設置すること。

ト　前灯の頭標は、後灯の頭標より低い位置に設置すること。

十　指向灯にあっては、次の設備を有するものであること。

イ　灯光の色は、次の(1)から(3)までに掲げる色の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める水域において視認できるものであること。

(1)　白　可航水域（水源（別表第一の備考に規定する水源をいう。以下この号及び第十九条第一項第五号において同じ。）に向かって可航水域の左端及び可航水域の右端の水域を除く。）

(2)　緑　水源に向かって可航水域の左側の水域

(3)　赤　水源に向かって可航水域の右側の水域

ロ　灯光の光り方は、不動光、単明暗光又は等明暗光とし、原則として同一のものであること。ただし、これらを同一のものとすることが適当でない場合には、不動光及び等明暗光（一周期が四秒のものに限る。）とすることができる。この場合において、赤及び緑の灯光の光り方は、同一のものであること。

十一　照射灯にあっては、次の設備を有するものであること。

イ　灯光が照射する範囲は、設置の目的に適合するものであること。

ロ　灯光の色は、白であること。ただし、白とすることが適当でない場合には、赤又は緑とすることができる。

ハ　灯光の光り方は、不動光であること。

ニ　副標を設置する場合には、当該副標の塗色は、白であること。

十二　施設灯の灯質は、次の表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

区分		灯質
	色	光り方
風力発電施設に設置する施設灯	白	モールス符号光（一周期が八秒以上十五秒以下のものであって、モールス符号のUの信号に係るものに限る。）
	黄	単せん光又は群せん光
前項の施設灯以外のもの	白	モールス符号光（一周期が八秒以上十五秒以下のものであって、モールス符号のUの信号に係るものに限る。）